

せいかつほご
生活保護のしおり



このしおりは、生活保護制度のしくみや申請の手続きについて説明した
ものです。生活保護相談は原則来所にて受け付けていますが、電話によ
るお問い合わせもできます。

いがししゃかいふくしじむしょ
伊賀市社会福祉事務所

もくじ
目次

1. 生活保護について	— p 1
<hr/>	
2. 生活保護利用までの流れ（全体）	— p 1
2-1 相談	— p 2
2-2 申請	— p 2
2-3 訪問・調査	— p 3
2-4 利用・決定	— p 4
<hr/>	
3. 受給開始～生活保護が決まったら～	— p 5
3-1 免除や減額されるもの	— p 5
3-2 保護費の支給方法	— p 6
3-3 権利として保障されていること	— p 6
3-4 義務として守っていただきたいこと	— p 6
3-5 必ず届けなければならないこと	— p 7
3-6 保護費の返還について	— p 7
3-7 医療扶助に関して	— p 8
3-8 介護扶助に関して	— p 8
<hr/>	
4. 生活困窮者自立支援について	— p 9
<hr/>	
5. お問い合わせ先・相談先	— p 10

1. 生活保護について

日本国憲法第25条に「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められています。これを「生存権」といい、基本的人権の一つとなります。私たちの一生の間には、病気、けが、失業のほか、家族が亡くなったり、さまざまな事情のために生活が成りたたなくなったりすることもあります。

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が必要な保護と健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送ることができるように支援する制度です。

2. 生活保護利用までの流れ（全体）

生活にお困りの方は、まずは福祉事務所（生活支援課）にご連絡ください。生活保護の利用を含め、関係する支援機関と連携しながら、問題の解決を図ります。相談された内容などの個人情報情報は厳守します。

① 相談

お困りの状況など、福祉事務所（生活支援課）に相談してください。

② 申請

生活保護を希望する方は申請書類を提出してください。

③ 訪問・調査

ケースワーカー（生活支援課職員）が、生活状況を確認するために自宅などを訪問したり、資産の状況などを調査したりします。

④ 利用・決定

訪問・調査の結果、生活保護の受給が決まると、保護費の支給が始まります。また、自立に向けた支援を行います。

※詳細は、次のページから説明します。

2-1 相談



生活に困った、生活保護を利用できないかと思われたら、福祉事務所（生活支援課）に相談してください。

相談では、面接相談員があなたの世帯のお困りごとを丁寧にお聞きします。また、あなたの世帯の生活状況や収入・資産の状況などをお聞かせいただきます。生活保護以外で利用できる制度などがあればご案内させていただきます。

※プライバシーを守るため、面接室を確保する必要から事前に相談日時を電話などでご連絡いただくとスムーズに相談をさせていただきます。

2-2 申請

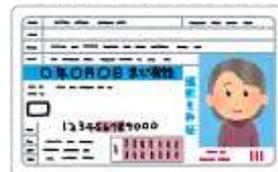


相談の上、生活保護の利用を希望する場合は申請をさせていただきます。ご本人の意思による申請が必要です。事情により、ご本人が申請することができない場合は、親族などが代理で申請することもできます。

申請に伴う調査のために必要な書類や資料などの提示や提出を求める場合があります。これらをあらかじめ持参いただくと手続きがスムーズに進みます。

●書類や資料などの例

預貯金通帳、生命保険証書、家屋賃貸借契約書、年金証書、直近3か月の給与明細書、健康保険証、介護保険証、マイナンバーカード、車検証、障害者手帳、在留カード、免許証、印鑑 など



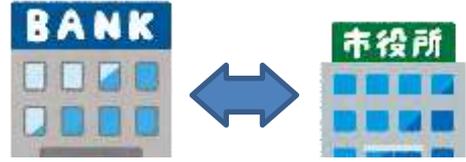
相談や申請の結果、生活保護に該当しなかった場合

生活のお困りごとの相談や手続きのお手伝いなどの支援を受けることができます。（生活困窮者自立支援）詳しくは9ページをご覧ください。

2-3 訪問・調査



ケースワーカーが、生活状況を^{せいかつじょうきょう}確認するために実際に^{じっさい}自宅などを^{したく}訪問します。また、^{よちよきん}預貯金などの^{しさん}資産や^{しゅうにゅう}収入、^{ふようぎむしゅ}扶養義務者などの^{ちようさ}調査をします。



●生活保護と資産の関係

生活保護の申請を受けると、銀行や生命保険会社などに^{しさんちようさ}資産調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却等して最低生活費に充てていただくこともあります。

ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められます。（ローン付住宅を除く。）また、個別の事情によっては、自動車やオートバイ、生命保険、学資保険の保有が認められる場合もありますので、相談してください。

●能力の活用

働ける能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障がい、その他の理由で働けない方は、治療やその問題解決を優先とします。なお、求職活動をするにあたり、就労支援や職業訓練などの支援も行っています。

●扶養義務について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は受けてください。なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることで、生活保護の利用ができないということにはなりません。また、長期にわたり連絡を取っていない場合や、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもあるため、事前に相談してください。

●ほかの制度の活用

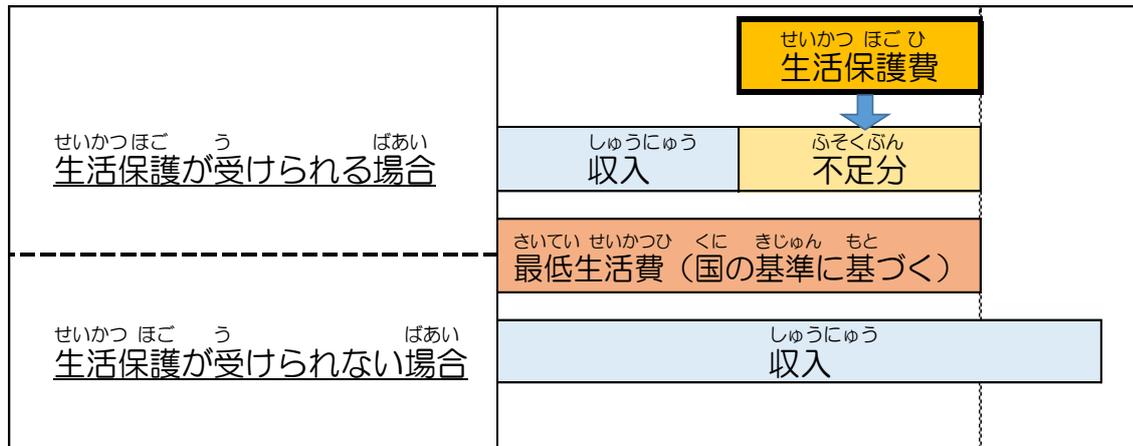
生活保護以外にも年金、各種手当、医療費助成、社会保障制度などの生活を支えるための公的な制度があります。活用可能な制度がある場合は、そちらを優先して活用していただきます。



2-4 利用・決定

●生活保護の決定

さまざまな調査をしたあと、生活保護の利用ができるかどうかの審査を行います。審査にあたっては、生活費や住居費、医療費などで算定される最低生活費（世帯単位）と世帯の収入（給料、各種手当、年金、養育費なども含みます）を比較して判定します。最低生活費に対して、世帯の収入が不足する場合は生活保護を利用し、不足部分を補います。自分で得ることができる収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用はできません。



- ※最低生活費は、世帯の人数や年齢などを基に国で決められた基準により計算します。
- ※生活保護費は、世帯員の人数や年齢、その世帯の収入額、冬季の暖房費、家賃額などで決定しますので、常に一定のものではありません。
- ※暴力団員であったり、暴力団員にかかわっていたりする場合、原則として生活保護を利用することができません。

申請した日から原則として14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内）に生活保護の利用ができるかどうかの結果を通知します。

保護が受けられる場合

「保護決定通知書」を送付します。この通知書には、受けられる扶助の種類や扶助額を記載してあります。

保護が受けられない場合

「保護申請却下通知書」を送付します。この通知書には、保護が受けられない理由を記載してあります。

3. 受給開始 ～生活保護が決まったら～

生活保護受給が決定した世帯には、自立に向けて支援を行っていきます。生活保護には8つの扶助があり、世帯の生活の必要に応じて受けることができます。

生活保護には、次の8種類の扶助があります。

- ①生活扶助：生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。
- ②住宅扶助：家賃や地代などの費用です。
※世帯人数により上限額が定められています。
※生活保護を受けている人名義で借りている物件に限ります。
- ③教育扶助：小中学校で必要な学用品代や給食費などの費用です。
- ④介護扶助：介護サービスが必要な場合の費用です。
- ⑤医療扶助：病気やけがのときの診察、薬剤などの費用です。
- ⑥出産扶助：出産に要する費用です。
- ⑦生業扶助：技能を身につけたり、就職の支度などに必要な費用です。
- ⑧葬祭扶助：葬祭に要する費用です。



※このほかに、臨時的な生活の必要に応じて支給する一時扶助があります。支給には一定の条件がありますので、事前にケースワーカーに相談してください。

一時扶助が認められる例

- 通院移送費（通院に必要なバスや電車などの費用）
- 治療材料費（メガネやコルセットなど）
- 保護開始時において、必要な家具什器（炊事用具や食器など）がない場合
- 入学準備金（小中学校、高等学校の入学準備に必要な費用）、通学費用
- 住宅の更新料 など

※支給方法は、金銭で支給される場合（金銭給付）と、介護費や医療費のように福祉事務所が医療機関や業者に直接支払いをする場合（現物給付）があります。

3-1 免除や減額されるもの

申請が必要ですので、ケースワーカーに相談してください。

- ◆NHK放送受信料、ケーブルテレビ維持管理費（設置及び受信料の減免はありません）
- ◆市税（市県民税、固定資産税）
- ◆国民年金保険料
- ◆保育園、公立幼稚園の保育料

3-2 保護費の支給方法

生活保護費は、原則として口座振込により支給します。

① 毎月の保護費

保護費は原則として毎月5日（5日が土日祝日の場合は、直前の平日）に指定の金融機関に振り込みます。



② 臨時の保護費

臨時で必要となる一時的な保護費は、翌月分の保護費に合わせて支給するか、別途指定した期日に支給します。

3-3 権利として保障されていること

- ① 正当な理由がなければ、保護費が変更されることはありません。
- ② 保護費として受けた金品について、税金がかかることはありません。また、差し押さえられることもありません。
- ③ 保護費の内容に納得できないときは、決定のあったことを知った日の翌日から数えて3ヶ月以内に、三重県知事に対して不服の申し立て（審査請求）ができます。

3-4 義務として守っていただきたいこと

- ① 生活保護費は、最低生活を保障するものです。生活の無駄をなくし、生活の向上に努めてください。
- ② 生活保護で認められる限度額を大きく上回る住宅にお住まいの方には、転居を求める場合があります。
- ③ 家賃や学費など用途を指定した保護費は、確実に支払ってください。
- ④ 活用できるものは、生活費に充てるようにしてください。
- ⑤ 働ける人は、その能力に応じて働き、または仕事をさがしてください。
- ⑥ 病気やけがが理由で働けない人は、医師の指示に従って治療に専念し一日も早く働けるようにしてください。
- ⑦ 自動車を持ったり、借りたりして使うことは、原則認められません。
- ⑧ 生活保護受給中に借金することは認められません。
- ⑨ 収入や生活の状況が変わったときは、すぐに届けてください。
- ⑩ 生活保護を受ける権利を、他人に譲り渡すことはできません。
- ⑩ 自分の生活を安定させ、一日も早く自分自身の力で生活できるよう、努力してください。

福祉事務所から指示・指導を受けたときは、これに従ってください。適切な理由がなく指示・指導に従わないときは、保護を受けられなくなることがあります。

3-5 必ず届けなければならないこと

生活状況に変化があったときは、保護費を調整する必要があるため、必ず報告してください。

① 収入に関すること

- ◆ 収入が増えたり減ったりしたとき。(給与、賞与、年金、仕送りなど)
- ◆ 年金や手当などを受け取れるようになったとき。
- ◆ 臨時収入があったとき。(生命保険給付金、交通事故補償金など)

※ 働いている人は毎月、働いていない人や収入がない人も3ヶ月に一度、収入申告書を届け出してください。

※ 高校生などのアルバイト収入も必ず届け出してください。

※ 収入申告を適正に行えば、控除や収入として認定しない取り扱いができることがあります。

② 生活に関すること

- ◆ 就職する、転職する、退職するとき。
- ◆ 住所、家賃、地代などが変わったとき。
- ◆ 世帯の人数が変わったとき。(出生、死亡、転入、転出など)
- ◆ 世帯の状況が変わったとき。(結婚、就職、入学、卒業、転校など)
- ◆ 入院や退院したとき。入院先が変わるとき。
- ◆ 交通事故や、仕事に事故があったとき。
- ◆ その他、生活状況が変わったとき。

※ 年に一度、資産申告書を届け出してください。

3-6 保護費の返還について

◆ 生活上の変化や収入の増加により、支給した保護費が本来の額より多くなったときは、多くなった分を返していただきます。

◆ 急迫した事情などのため、資力がありながら保護を受けた場合には、既に支給した保護費(医療扶助等を含む)を、資力の範囲内で返還していただくことがあります。

◆ 事実と違う申請や、不正な手段により保護費を受け取ったときには、保護費を返していただきます。また、法律により罰せられることがあります。

◆ 暴力団員であったり、暴力団活動に関わっていたりする場合は、生活保護の受給は認められません。申告せずに生活保護を受給した場合は、不正受給として保護費を返還していただきます。

3-7 医療扶助に関して



- ① 医療機関を受診する場合は、必ず事前に福祉事務所へ連絡してください。
- ② 国民健康保険証は使えませんので、保険証は市役所に返してください。
- ③ 社会保険のある方は、そのまま保険が使えます。必ず保険証を病院の窓口に提出して、生活保護であることを伝えてください。
- ④ 受診できるのは、生活保護法で指定されている医療機関に限られます。新たな医療機関へ受診する場合は、必ず事前に福祉事務所に確認してください。
- ⑤ 同じ病気やけがで、同時に2つ以上の医療機関を受診することはできません。
- ⑥ 特別な理由がなく、次々に医療機関をかわることはできません。
- ⑦ 入院した場合、個室料金は支給されません。また、入院セットなどの自己負担分も支給されません。
- ⑧ 予防接種など、保険が適用されないものは、支給されません。
- ⑨ メガネやコルセットなどが必要なときは、主治医の意見書が必要となります。ケースワーカーに相談してください。
- ⑩ 土曜・日曜・祝日、または夜間に急病で病院にかかったときは、後日必ず福祉事務所に連絡してください。
- ⑪ 通院は必要最小限度とし、原則として最寄りの病院で受診してください。
- ⑫ ジェネリック医薬品（後発医薬品）が使用できると認められた場合は、原則ジェネリック医薬品を使用してください。

3-8 介護扶助に関して

介護サービスを利用するには、介護保険制度の要介護認定を受ける必要があります。要介護度が認定されると、その度合いに応じた介護サービスを利用することができます。

介護サービスを利用するときは、事前にケースワーカーに相談してください。

① 要介護認定の受け方

◆65歳以上の人

伊賀市役所介護高齢福祉課に、要介護認定を申請してください。

◆40歳以上65歳未満の人

介護サービスが受けられるのは、国が指定した特定疾病（16種類）に該当する人です。ケースワーカーを通じて申請します。

② 介護サービスの受け方

介護が必要であると認定されたら、介護サービスを受けることができます。

詳しくはケアマネジャーに相談してください。

4. 生活困窮者自立支援について

相談や申請の結果、生活保護に該当しなかった場合でも、生活のお困りごとについての相談をすることや、手続きのお手伝いなどの支援を受けることができます。

●自立相談支援事業

お困りごとの解決のため、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的なプランを作成し、自立に向けた支援を行います。利用できる制度やサービスについて、手続きのお手伝いもしています。

●家計改善支援事業

自ら家計をやりくりできるように、支援プランに基づき家計の「見える化」と課題の把握、関係機関での手続きをお手伝いし、生活再生を支援します。

●子どもの学習・生活支援事業

経済的な理由で支援が必要と認められる世帯の子ども（小学1年生～中学3年生）に対して、教科の学習、日常生活習慣の改善など、子どもと保護者に必要な支援を行います。

●就労準備支援事業

就労に不安がある方に、生活習慣の改善から職場体験まで、就労に向けた支援を行い、就労に必要な基礎能力を身につけていただくための支援を行います。

●住居確保給付金

離職や自営業の廃止、またはご自身の責任によらない収入の減少や休業により、家賃を払うことが難しくなり住居を失うおそれが高い人、または失ってしまった人に一定期間、家賃相当額を支給し、住まいと仕事の確保に向けた支援を行います。

※賃貸住宅にお住まいの方が対象です。給付金は貸主に振り込みます。

※世帯の収入や資産などのほか、受給には一定の条件があります。

●ひきこもりサポート事業

ひきこもりに関する相談窓口の開設、居場所の提供などを行っています。

【ひきこもりに関する相談窓口】

■ ひきこもりサポート nest (ネスト)

(伊賀市社会福祉協議会)

電話 090-3483-2584

ファックス 0595-21-8123

E-mail nest@hanzou.or.jp



5. お問い合わせ先・相談先

生活保護でわからないことがある場合は、ケースワーカーや民生委員にご相談ください。個人の秘密は固く守りますので、安心してください。



① ケースワーカー（地区担当員）

保護開始になると、福祉事務所のケースワーカーが定期的に訪問し、生活保護を適正に実施するために、生活状況を聞いたり助言や指導をします。また、わからないことや困ったことがあれば、遠慮なく相談してください。

② 民生委員

厚生労働大臣の委嘱を受けて、社会福祉全般にわたって、みなさんの相談相手となります。福祉事務所と協力関係にありますので、安心して相談してください。

③ 医療機関への受診や生活保護に関する相談について

パソコンやスマートフォンから連絡できるサイト「生活保護受給者向け相談フォーム」を開設しています。ご利用される方は、下記のページ又はQRコードへアクセスして、申告してください。

<https://logoform.jp/form/KPw2/14717>



④ 生活困窮者自立支援（9ページ参照）

生活保護に該当しなかった場合の生活のお困りごとについて対応しています。

ア. 生活支援課 生活支援係 電話 0595-22-9650

イ. 伊賀市社会福祉協議会 暮らしサポートセンター おあいこ

伊賀市平野山之下380番地5 伊賀市総合福祉会館1階

電話 0595-22-0084 ファックス 0595-21-8123

〒518-8501 三重県伊賀市四十九町3184番地

伊賀市社会福祉事務所 生活支援課 保護第1係・第2係

電話 0595-22-9651 / 0595-22-9652

ファックス 0595-22-9661 E-mail shien@city.iga.lg.jp

あなたの世帯の地区担当員は _____ です



2022（令和4）年10月発行